

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十三条の三の三の規定により、船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合のF一D電波及びF一E電波又はF三E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数を次のように定め、公布の日から施行する。

なお、昭和五十二年郵政省告示第四百二十一号（F三E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数を定める件）は、廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合のF一D電波及びF一E電波又はF三E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数は、次の表のとおりとする。

電波の型式	周波数
F一D及びF一E	四五七・五一五六二五MHz以上四五七・五八四三七五MHz以下の周波数であつて、四五七・五一五六二五MHz及び四五七・五一五六二五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に一〇MHzを加えたもの

F
三
E

四
五
七
・
五
二
五
MHz、
四
五
七
・
五
五
MHz、
四
五
七
・
五
七
五
MHz、
四
六
七
・
六
MHz、
四
六
七
・
六
一
二
五
MHz
又は
四
六
七
・
六
二
五
MHz